

## 令和2年度第1回文京区男女平等参画推進会議 議事録

日時 令和2年5月29日（金）

場所 資料送付による書面開催

<文京区男女平等参画推進会議委員（名簿順）>

内海崎 貴子 委員、斎藤 文栄委員、森 義仁 委員、藤井 麻莉 委員、  
千代 和子 委員、戸野塚 一枝 委員、城戸口 隆俊 委員、岩永 有礼 委員、  
真鍋 匡史 委員、黒田 真紀 委員、湯田平 眞二 委員、小野 博史 委員、  
牛嶋 大 委員、石田 智子 委員、鈴木 洋子 委員、中野 睦世 委員、原 ミナ汰 委員

<事務局>

総務部長 吉岡 利行、総務部ダイバーシティ推進担当課長 大野 公治

<委員提出意見及び事務局の回答>

### 【資料第1号】令和2年度文京区男女平等参画推進会議スケジュール（案）について

委員名 (敬称略)	意見
黒田委員	(会議日程について) 具体的な日時の記事がありませんでしたが、いつごろわかりますか？
中野委員	次の会議の日程が把握できるようにスケジュール日程を決めていただくと助かります。
原委員	8月以降は、会議室で開催（リモート開催でない）する場合はお盆明け以降、リモート開催（併用）の場合は平日午前中でしたら都合がきます。スケジュールに関しては、年度内に5回、内容については区民調査の実施とのことで、異存ありません。
事務局	文京区男女平等参画推進会議の日程につきましては、会議を開催当日に次の会議の日程をご案内できるように調整してまいります。
石田委員	(区民調査について) 区民調査については、新型コロナウイルス感染拡大防止の面からもウェブサイトでの回答を推進できるといいと思います。
事務局	区民調査票を送付する際に、インターネットからも回答できることを、分かりやすく記載いたします。
	(異論なし等)

藤井委員	スケジュールは承知しました。2022 年度以降の計画策定との関係では、国の第 5 次計画を適宜踏まえて起案し、各所との調整を行い承認手続きを経るのに十分な期間があると感じました。第 2 回以降の男女平等参画推進会議は、感染拡大防止に十分に配慮した上での実地開催ができれば望ましいと考えますが、もちろん状況に応じてのご判断とのことで全く異論ありません。
斎藤委員	不明な点はありません。スケジュールについては、計画通りで良いと思います。
戸野塚委員	令和 2 年度、文京区男女平等参画推進会議の時期と会議内容について、承知しました。
岩永委員	スケジュール（案）通りで異論ありません。
小野委員	スケジュール（案）について承知いたしました。よろしくお願ひ致します。

### 【資料第 2 号】文京区男女平等参画推進条例及び文京区男女平等参画推進計画について

委員名 (敬称略)	意見
斎藤委員	推進条例及び推進計画について確認しました。今年の新型コロナウイルス感染症対策下における状況や、今年策定される国の第 5 次男女共同参画基本計画なども参考に、調査結果を踏まえて策定できればと思います。
藤井委員	条例及び計画から、男女平等参画に留意して各種事業を行う文京区の姿勢が伝わりました。計画（目標）の進捗及び達成状況のご報告をお願い致します。状況を検証・周知して、次のより具体的なアクションに繋がられるよう、委員としてお力添えできれば幸いです。他に、文京区の職員向けの LGBT 対応への取組状況にも関心があります。
事務局	計画（目標）の進捗及び達成状況につきましては、第 2 回以降の文京区男女平等参画推進会議において順次報告しご意見をいただきます。
岡田委員	1 つ間違いを見つけました。 資料第 2 - 2 号男女平等参画推進計画「概要版」4 ページ「体系の考え方」1 の 2 行目男女平等参画社会基本法→男女共同参画基本法ではないでしょうか。 男女平等と男女共同。ジェンダー平等と男女平等。SOGI と LGBT。などの用語の解釈においても、（委員改選後の）最初の会議が書面開催である困難さを感じた。
事務局	ご指摘のとおり、「男女共同参画社会基本法」の誤りですので訂正して、今後留意します。
湯田平委員	男女平等参画推進計画の「第 5 章資料」の追加について、 パワーハラスメント対策を義務付けた改正労働施策総合推進法が令和 2 年 6 月 1 日に施行（中小企業は令和 4 年 3 月 31 日までは努力義務）されました。また、法改正により、セクシャルハラスメント対策、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策の強化も図られています。（セクハラ等の防止対策の強化の内容については、事業所の規模を問わず、令和 2 年 6 月 1 日から施行されています。）

委員名 (敬称略)	意見
事務局	労働施策推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年 7 月法律第 132 号））の改正については、男女平等参画を推進する上で重要な事項と考えます。労働施策推進法を追加するかどうかは、次期、男女平等参画推進計画のページ数にもよりますので、今後、検討してまいります。
鈴木委員	2-1 第 15 条 苦情申立て これは、個人的な申立てを含むのですね、つまり推進会議についての苦情も例えば DV についても申立てできる、ということですね。（ちょっと不明ですので質問です）
事務局	条例第 15 条に規定する苦情申立ては、区が関与する男女平等参画に関する施策に係る苦情であり、例えば、男女平等参画推進会議の運営に関することや文京区男女平等センター相談室における相談日時や回数などの運営について対象となります。必要に応じ推進会議において、関係機関や救済機関の紹介、申立てに対する意見聴取や一定の見解の表明を行います。
石田委員	家庭や仕事を持たず、社会的に孤立している人たちも考慮する必要があると思いました。
事務局	次期、男女平等参画推進計画では、多様性に留意して改定作業を進めてまいります。計画改定時には、様々な視点でご意見をいただければ幸いです。
鈴木委員	2-2 P07 相談室は男女平等センターで受け付けですが、区役所内にもあるといいですが・・・p11 で、相談機能の充実を謳っているのですから。 P02 の中項目で「ジェンダー」がでているのに小項目でその語句が一つもないのが？
事務局	区役所内では、福祉部生活福祉課において婦人相談業務を行っております。また、配偶者暴力支援センターで相談を実施するとともに、令和 2 年 8 月からは、SNS を利用しての相談も開始する予定です。 また、資料 2-2 「文京区男女平等参画推進計画（概要版）P02 に記載の「計画の体系」大項目（目標）I の中項目（課題）に「ジェンダー」の記載はあるが、小項目（施策）には「ジェンダー」の記載がないことへのご指摘ですが、中項目 2 の小項目（1）「男女平等参画社会実現に向けた普及啓発の充実」の具体的な取組として教職員・保育園職員等を対象に性別にとらわれない教育や生活指導・援助を行うための研修等を実施することなどを通じ、性自認や性的指向の視点も含めた男女平等参画を推進することとしています。
原委員	①男女共同参画社会基本法制定から早 20 年以上が経ち、多様な性自認、男女二元的な性自認以外の、ノンバイナリー（非二元的）な性自認の存在が認知されつつある現在、今後の方向性として性別を二つに限定する文言は可能な所から「ジェンダー」もしくは「すべての区民」「性別にかかわらず」「男か女かにかかわらず」という形に変更していくべき。特に災害に関して「男女双方」の視点、と限定的なのは問題。最近の例としては、コロナ感染に関する厚労省の LINE 調査で性別を三択（男性、女性、その他）にしている。 ②SOGI の説明について（推進計画概要版 P.5）資料第 2-1 号第 7 条禁止事項※3 の説明にならって、4 「どの性別に向いているか、いないか」「どの性別であるか、ないか」に

委員名 (敬称略)	意見
	変更いただきたい。
事務局	性別を二つに限定する表現・文言については、表現を可能な限り見直してまいります。 また、SOGIの説明については、区民調査の調査票を作成する際に相談をさせていただきます。
戸野塚委員	今後の計画改定の為の準備期間として、令和2年度、3年度は大切な2年間となることは良くわかりました。専門用語が多く、資料を読みこなすのに時間がかかりましたが、概要版の「体系の考え方」を読んで、目指すものは何かということは理解できたと思います。
岩永委員	文京区男女平等推進条例は区議会全会派の賛成で可決されたものであり、たいへん理解しやすいものになっています。推進計画は、条例の内容をより良いものにしていくうえで計画にも続き、着実に進行していくことが重要です。
小野委員	内容について承知いたしました。今後、推進状況評価の際に、お尋ねすることもあるかと存じますが、よろしくお願い致します。
中野委員	今年度より参加させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

### 【資料第3号】文京区男女平等参画に関する区民調査の実施について

委員名 (敬称略)	意見
	(調査方法、調査対象等について)
藤井委員	若い世代の回答率増加のために「ネット回答可」は大変望ましいと思います。既にご検討のこととは存じますが、ネットの場合はスマホ画面上での回答のしやすさにもご留意いただきたいです。
戸野塚委員	調査対象が18歳以上の区内在住の方2,500人となったことは良かったと思います。
岩永委員	区民調査対象及び調査方法、調査項目について同意いたします。
真鍋委員	興味・関心によって回答率の差が大きい可能性があるため、収集方法が重要です。当然、統計学的に正しい方法で実施されると思いますが、回収の偏りが有意性に影響を及ぼす場合は、結果を破棄することも必要です。
石田委員	対象者の無作為の抽出について、具体的にどのような方法で行っているのでしょうか。
事務局	インターネットでの回答の仕方の配慮につきましては、調査の受託会社に伝えてまいります。前回の区民調査の回収率は42.3%で、文京区の回収率は他の自治体と比較した場合は高い方ではありますが、調査年度を追うごとに回収率が低下してきているため、回収率を高めるための方策等がございましたらご意見をいただければ幸いです。  無作為抽出については、住民基本台帳を利用して、地域・年代別に抽出する、層化二段階

委員名 (敬称略)	意見
	無作為抽出法で行う予定です。
内海崎委員	<p>(調査項目について)</p> <p>「教育について」の内容が、学校教育にかかわるもののみである。保育現場等に対する調査項目が入るとよいのではないか。</p> <p>「人権問題について」の26には、SNS上での性・暴力等が入るのか。</p>
事務局	「学校教育、保育現場」においてなど、適切な設問表現について、ご教示いただけたら幸いです。
藤井委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加調査項目にも賛成です。</li> <li>・さらに追加調査項目としてご検討いただきたいのは下記の通りです。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「文京区パートナーシップ宣誓制度」の用語認知度や制度（や同性婚）への意見</li> <li>2. 「アウトティング」の用語認知度調査や、ハラスメント行為（含 SOGI ハラ）を例示してのハラスメント被害経験調査</li> <li>3. 政策決定過程への女性の参画について、区の審議会委員及び区職員の管理職の女性比率を増やす方が望ましいと考えている回答が多いのでその方策案について</li> </ol>
城戸口委員	コロナ禍の中で、在宅勤務やステイホームといった生活様式の変化による影響や意識の変化などについて次回の質問項目へ追加を希望します。
中野委員	今年度の調査は、①未来志向の男女平等を考え、②調査対象は18才～50代前半の男女を中心に、③年代別「結婚に対する意識」「子供を持つことへの意識・悩み」「子育てしながら仕事を両立することへの意識・悩み」などについて調査することを提案します。調査結果から、何故日本は世界の国々に比べ、男女の格差が大きいのか、また目指すべきところは何か、把握できるのではないかと思います。「結婚」や「出産」はこれまで均衡だった男女平等の均衡が最も崩れやすくなるタイミングです。姓に対する考え方、仕事を継続できるかどうか、子供ができた時どう子育てしていくか、悩みは何か、女性が活躍できる社会を目指す上で結婚や子育ては障害になっていないか、これからの職場環境のあり方、家庭内でのあり方、社会の環境整備など見えてくるのではないのでしょうか？
牛嶋委員	セクハラに該当すると思うか、について質問していただきたいです。男性から女性に対する、「女子力高いね」「足細いね」といった発言がセクハラに該当すると「思う」「思わない」で調査してほしいです。
湯田平委員	<p>平成27年9月に実施した区民アンケート調査の結果から5年を経過して、各テーマについて区民の意識、考え方がどのように変化したのかとても興味があります。</p> <p>特に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ感染の影響に伴い、在宅勤務を行うケースが増加した中で家庭における家事</li> </ul>



委員名 (敬称略)	意見								
	調査時期	性別	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60~69 歳	70歳 以上	無回答
	平成27年	女	9.7	18.7	21.6	16.8	13.2	20.0	0.0
	9月	男	10.8	20.9	18.6	17.3	16.0	16.3	0.0
	平成21年	女	13.4	25.3	17.8	12.5	19.1	11.2	0.7
	9月	男	14.7	17.2	18.7	17.2	18	14.2	0.0
	平成16年	女	16.0	19.0	18.1	16.9	14.8	15.1	—
	8月	男	18.3	17.6	23.9	16.3	12.8	11.0	—

